株 主 各 位

本店所在地:神奈川県厚木市森の里青山15番1号東京本社:東京都台東区上野一丁目1番10号株式会社メイテックグループホールディングス

代表取締役社長 上村 正 人

第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素はご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第52回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第52回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト: https://www.meitecgroup-holdings.com/ja/ir/stock/general_meeting.html

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、当社ウェブサイトが閲覧できない場合は、以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスして、銘柄名(メイテックグループホールディングス)または証券コード(9744)を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

東証ウェブサイト : https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月18日(水曜日)午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬具

1. 日 時 2025年6月19日 (木曜日) 午前11時 (受付開始は、午前10時30分とさせていただきます。

午前10時30分以前はご入場いただけませんのでご注意ください。)

- 2. 場 所 東京都台東区上野一丁目1番10号 オリックス上野1丁目ビル 7階 株式会社メイテックグループホールディングス 東京本社
- 3. 目的事項
 - 報告事項 1.第52期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2.第52期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当 (第52期期末配当) の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

以上

<ご参考>決議事項の概要

第1号議案 剰余金の配当 (第52期期末配当) の件

期末配当金は、1 株につき金110円(普通配当95 円、創業50 周年記念配当 15 円)といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 4名選任の件

以下の候補者4名の選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏 名				
1	上村正人	再任			
2	横江公美	再任	社外	独立	
3	町田公志	新任	社外	独立	
4	田上智子	新任	社外	独立	

田上智子氏につきましては、戸籍上の氏名は吉田智子です。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

以下の候補者2名の選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名	3			
1	國 部	徹	再任	社外	独立
2	南波列	多哉	新任	社外	独立

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を周知させていただきます。
- ◎電子提供措置事項のうち、次の事項については、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、交付書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査した対象の一部であります。
 - ①事業報告の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
 - ②連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表
 - ③計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表
- ◎2022年9月1日に施行された改正会社法により、株主総会資料の電子提供制度が導入されました。当社では、株主総会資料の郵送は、2025年3月31日までに書面交付請求いただいた株主様に限らせていただいております。ご理解くださいますようお願い申し上げます。次回以降の株主総会で郵送による株主総会資料の送付をご希望される株主様は、お取引の証券会社又は三菱UFJ信託銀行(電子提供制度専用ダイヤル 0120-696-505/受付時間:土・日・祝日等を除く平日9:00~17:00)までお申し出ください。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。 株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。 議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出 ください。

日時

2025年6月19日 (木曜日) **午前11時**(受付開始:午前10時30分)



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の替 否をご入力ください。

行使期限

2025年6月18日 (水曜日) 午後6時入力完了分まで



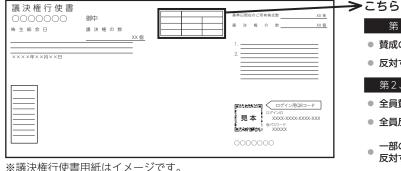
書面(郵送)で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛 否をご表示のうえ、切手を貼らずに ご投函ください。

行使期限

2025年6月18日 (水曜日) 午後6時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



➤こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合
- 「賛」の欄に〇印
- 反対する場合
- 「否」の欄に〇印

第2、3号議案

- 全員賛成の場合
- ≫ 「賛」の欄にO印
- 全員反対する場合
- [否] の欄に〇臼
- 一部の候補者に 反対する場合
- 「賛」の欄に〇印をし、 反対する候補者の番号を ご記入ください。
- ・インターネットおよび書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り 扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱 いいたします。
- ・書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとし てお取り扱いいたします。
- ・議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面または電磁的方法により当社 にご诵知ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

3 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- **2** 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」 を入力しクリックしてください。



3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク 0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当(第52期期末配当)の件

利益配分方針の概略は、1.総配分性向は100%以内を原則、2.配当性向の下限値は連結株主資本配当率5%、3.配分の方法は配当を基本、としています。

期末の配当金につきましては、上記方針に基づき、以下の通りといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
 - 金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金110円(普通配当95円、創業50周年記念配当15円)といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、金8,492,770,220円となります。

これにより、中間配当金(1株につき金88円)と合わせまして、年間配当金は1株につき金198円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2025年6月20日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 4名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)

3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役会の多様性とバランス及び規模を確保した構成とし、 適切な意思決定と経営監督機能の維持と充実を図るため、社外取締役3名を 含む取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

 候補者 番 号	氏	名				現在の地位
1	^{うえむら} 上村	まさと	再任			代表取締役社長 グループCEO
2	*こえ 横江	公美	再任	社外	独立	取締役
3	ま ち だ 出了日	ただし 公志	新任	社外	独立	_
4	たがみ 田上	智子	新任	社外	独立	_

田上智子氏につきましては、旧姓かつ職業上使用している氏名を上記のとおり表記しておりますが、 戸籍上の氏名は吉田智子です。

候補者番 号	50 が3 氏 名	略歴、地位(担当)及び重要な兼職の状況						
1 1	再任 対	1990年 4 月 株式会社埼玉銀行 (現:株式会社埼玉りそな銀行) 入行 2003年 3 月 株式会社りそなホールディングス財務部兼株式会社りそな銀行企画部 2007年 1 月 当社入社経営情報部長 2008年 3 月 執行役員 2009年 6 月 取締役 2019年 4 月 取締役副社長 2024年 4 月 代表取締役社長(現任)、グループCEO(現任) 「現在の地位(担当)] 代表取締役社長、グループCEO(IR、グループ内部監査・CSR担当) 「重要な兼職の状況) 株式会社メイテック取締役株式会社メイテックフィルダーズ取締役株式会社メイテックキャスト取締役						
	理・財務・IRその他経営管理 する豊富な経験、高い見識を	株式会社メイテックネクスト取締役 株式会社メイテックEX取締役 株式会社メイテックビジネスサービス取締役 加一プCEOを務めており、また、当社グループにおいて、経理に関する部署の責任者を務めるなど、当社グループ事業に関係を有しているため、引き続き、当社グループの持続的な成長と						

	T								
候補者番 号	^{ふり}	略歴、地位(担当)及び重要な兼職の状況							
	再任 社外 独立	2001年5月 VOTEジャパン株式会社 取締役社長 2011年6月 The Heritage Foundation Senior Fellow 2017年4月 東洋大学国際学部グローバル・イノベーション学科 教授 (現任) 2019年6月 当社 社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 東洋大学国際学部グローバル・イノベーション学科教授							
2	横 江 公 美 1965年4月16日生 ・社外取締役在任期間 6年 ・第52期取締役会への出席状況 11回/12回(92%) ・所有する当社株式数 0株								
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 大学教授として国際政治等に関する幅広い見識を有しており、また、大手シンクタンクでの上級研究員としての経験や企業の取締役社長としての経験を活かし、独立性を有する社外取締役として客観・中立の立場で一般株主の利益保護を踏まえた行動をし、忌憚のない質問をし、又は意見を述べ、適切な議決権行使をいただくことで、当社の取締役会の機能強化及び経営監視体制に引き続き寄与していただくことを期待したためです。								

 候補者 番 号		略歴、地位(担当)及び重要な兼職の状況						
3	新任 社外 独立 ***	1979年 4 月 株式会社日本リクルートセンター (現:株式会社 リクルートホールディングス) 入社 1994年 6 月 株式会社リクルートコスモス (現:株式会社コス モスイニシア) 取締役 2005年 6 月 同社 代表取締役社長 2010年10月 SGリアルティ株式会社 顧問 2011年 1 月 同社 取締役 2011年 3 月 同社 代表取締役社長 2013年 6 月 SGホールディングス株式会社 取締役 2014年 3 月 同社 代表取締役 2015年 6 月 同社 代表取締役社長 2019年 7 月 株式会社アセットマッチング 代表取締役社長 (現任)						
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 東証1部上場企業の代表取締役を務められ、企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有しており、独立性を有する社外取締役として客観・中立の立場で一般株主の利益保護を踏まえた行動をし、忌憚のない質問をし、又は意見を述べ、適切な議決権行使をいただくことで、当社の取							

をし、忌憚のない質問をし、又は意見を述べ、適切な議決権行使をいただくことで 締役会の機能強化及び経営監視体制に寄与していただくことを期待したためです。

	1								
候補者番 号		略歴、地位(担当)及び重要な兼職の状況							
4	新任 社外 独立 ***********************************	1995年 4 月 プロクター・アンド・ギャンブル・ファーイースト・インク(現:P&Gジャパン株式会社)入社2020年 8 月 株式会社資生堂 入社チーフコーポレートコミュニケーションオフィサー2024年 9 月 株式会社・ジナジア 代表取締役(現任)2025年 1 月 株式会社電通PRコンサルティング社外取締役(現任) 「重要な兼職の状況)株式会社・ジア 代表取締役株式会社・ジナジア 代表取締役株式会社電通PRコンサルティング 社外取締役							
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 世界トップクラスのグローバル企業でマーケティングや広報等に従事され、パブリックリレーションズに関する豊富な経験と高い見識を有しており、独立性を有する社外取締役として客観・中立の立場で一般株主の利益保護を踏まえた行動をし、忌憚のない質問をし、又は意見を述べ、適切な議決権行使をいただくことで、当社の取締役会の機能強化及び経営監視体制に寄与していただくことを期待したためです。								

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 横江公美氏、町田公志氏及び田上智子氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 横江公美氏、町田公志氏及び田上智子氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準及び「メイテックグループホールディングス:社外取締役を選任するための独立性に関する基準」を満たしていることから、独立性を有していると判断しており、当社は同取引所に横江公美氏を独立役員として指定し、届け出をしています。また、町田公志氏及び田上智子氏がそれぞれ社外取締役に選任され、かつ就任した場合、当社は同取引所に両氏を独立役員として指定し、届け出をする予定であります。
 - 4. 当社は、横江公美氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。同氏が社外取締役に選任され、かつ就任した場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、町田公志氏及び田上智子氏が社外取締役に選任され、かつ就任した場合は、当社は両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

 - 6. 当社の「メイテックグループホールディングス:取締役候補の指名に関する基準」及び「メイテックグループホールディングス:社外取締役を選任するための独立性に関する基準」は、13頁及び14頁に記載の通りです。
 - 7. 田上智子氏につきましては、旧姓かつ職業上使用している氏名を上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は吉田智子です。

監査等委員でない取締役の選任及び報酬に関する監査等委員会の意見

監査等委員でない取締役の選任及び報酬については、役員人事諮問委員会規程に則り監査等 委員である取締役のうち、社外取締役3名全員が役員人事諮問委員会に委員として出席し、そ の議論の内容を含め、監査等委員会において検討を行いました。

その結果、監査等委員会としては監査等委員でない取締役の選任及び報酬のいずれについて もその決定は適正に行われており指摘すべき事項はございません。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、業務執行の監督機能の維持と充実を図るため、監査等委員である取締役2名(社外取締役2名)の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名		現在の地位
1	くにべ とぉる 國部 徹	再任 社外 独立	監査等委員である取締役
2	なんば ひでや 南波 秀哉	新任 社外 独立	-

候補者番 号	^{がな} 氏 名	略歴、地位及び重要な兼職の状況						
	再任 社外 独立	1985年 3 月 東京大学法学部卒業 1990年 4 月 最高裁判所司法研修所入所 1992年 4 月 弁護士登録(東京弁護士会) 荒井総合法律事務所入所 1998年 4 月 國部法律事務所設立(現任) 2019年 6 月 当社社外監査役 2023年10月 当社社外取締役 監査等委員(現任)						
1	図部 徹 1960年12月9日生 ・社外取締役在任期間2年 ・第52期取締役会への出席状況 11回/12回(92%) ・第52期監査等委員会への出席 状況 13回/14回(93%) ・所有する当社株式数 0株							
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 弁護士の資格を有しており、法律に関する高い見識をもって、監査等委員である社外取締役として当社の経営監視体制の充実に寄与していただくことを期待したためです。 同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。							

候補者番 号	50 がa 氏 名	略歴、地位及び重要な兼職の状況						
2	新任 社外 独立 ***********************************	1987年 4 月 商工組合中央金庫 (現:株式会社商工組合中央金庫)入庫 1990年10月 太田昭和監査法人 (現:EY新日本有限責任監査法人)入所 1994年 3 月 公認会計士登録 2001年10月 株式会社あさひ銀行(現:株式会社りそな銀行) 入行 2005年 2 月 EY新日本有限責任監査法人 入所 2006年 5 月 同法人 パートナー 2012年 5 月 同法人 シニアパートナー 2017年 7 月 同法人 常務理事 2021年 7 月 同法人 経営専務理事 2023年 7 月 同法人 理事長室所属 2024年 7 月 南波秀哉公認会計士事務所設立(現任) -般財団法人会計教育研修機構 代表専務理事(現任)						
		〔重要な兼職の状況〕 公認会計士(南波秀哉公認会計士事務所) 一般財団法人会計教育研修機構 代表専務理事 株式会社ビジネスブレイン太田昭和 社外取締役(監査等委員) (2025年6月23日就任予定)						
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 公認会計士の資格を保有し財務及び会計に関する相当程度の知見を有するとともに、大手 監査法人で経営専務理事を務められた経験から経営に関する豊富な経験と高い見識も有し ており、監査等委員である社外取締役として、当社の経営監視体制に寄与していただくこ とを期待したためです。							

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 國部徹氏及び南波秀哉氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 國部徹氏及び南波秀哉氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準及び「メイテックグループホールディングス:社外取締役を選任するための独立性に関する基準」を満たしていることから、独立性を有していると判断しており、当社は同取引所に國部徹氏を独立役員として指定し、届け出をしています。また、南波秀哉氏が社外取締役に選任され、かつ就任した場合、当社は同取引所に同氏を独立役員として指定し、届け出をする予定です。
 - 4. 当社は、國部徹氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づ く損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。同氏が社外取締役に選任され、かつ就任した場合、当社は同氏との当該契約を継続する予定であります。また、南波秀哉氏が社外取締役に選任され、かつ就任した場合は、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 - 5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要は24頁のとおりであります。取締役候補者2名がそれぞれ選任され、かつ就任した場合、当該取締役候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
 - 6. 当社の「メイテックグループホールディングス:取締役候補の指名に関する基準」及び「メイテックグループホールディングス:社外取締役を選任するための独立性に関する基準」は、13頁及び14頁に記載の通りです。

〈ご参考1〉

メイテックグループホールディングス:コーポレートガバナンスに関する基本方針

4.2 取締役会の構成

4.2.2 バランスと多様性

- ① 的確で迅速・果断な意思決定と適切な経営監督の実現を図るためのスキル等を特定したうえで、知識・経験・能力のバランスを確保すると共に、専門性・国際性・性別・年齢・職歴などの多様性を持つ構成に努める。
- ② 独立社外取締役の員数を過半数とする。
- ③ 社内取締役は2名以上とする。
- ④ ジェンダーは、男女の比率を、それぞれ20%以上とする。
- ⑤ 監査等委員でない取締役の員数≧監査等委員である取締役の員数、とする。

〈ご参考2〉

第2号議案及び第3号議案が原案通り承認可決され、役員選任の効力が発生した場合の役員の構成は、次のとおりとなります。なお、本一覧表に掲げた経験等は、当社取締役会等において特に活かすことを期待している経験等を示したものであり、各役員が保有している経験等の全てではありません。

1000.70	/																			
			属	性	MALL TO THE BUILD	在任					保有	する経	験、専	門的知	見等					10
氏 名	性別	社外	独立	当社における地位	期間	企業経営	技術/設計開発	受注営業	採用	キャリア サポート	人事	ІСТ	財務会計税務	法務	経営管理	広報	国際経験	専門分野 学識経験	保有資格等	
取締役(盟	查等	委員で	である	取締役を除	<)															
上村正人	男性			代表取締役社長 グループCEO	16年	0		0	0	0	0	0	0		0					
横江公美	女性	0	0	役員人事諮問 委員会 委員長	6年	0						0				0	0	0	大学教授	
町田公志	男性	0	0		新任	0													上場企業 代表取締役経験者	
田上智子	女性	0	0		新任											0	0			
監査等委員である取締役																				
鹿野輝美	女性			監査等委員会 常勤 委員長	1年									0	0					
國部 徹	男性	0	0		2年									0					弁護士	
南波秀哉	男性	0	0		新任	0							0				0		公認会計士	

〈ご参考3〉

メイテックグループホールディングス:取締役候補の指名に関する基準

- 1. 全ての取締役
 - ・ 真摯さや高い倫理観を有し、受託者責任を認識して行動できる者
- 2. 全ての独立社外取締役
 - · 別に定める「メイテックグループホールディングス:社外取締役を選任するための独立 性に関する基準」を充たす者
 - ・ 客観・中立の立場で一般株主の利益保護を踏まえた行動が期待できる者
 - ・ 社外役員のバランスと多様性の確保に努める
 - ・ 企業経営の経験者、財務・会計・法務・税務・人事・ I T などの専門分野に関する知見を持つ者、当社グループ事業を理解しうる豊富な経験や専門的知見を持つ者
- 3. 取締役(監査等委員である取締役を除く)
 - (1)〈社内〉取締役
 - ・ 会社の最善の利益のために公正で誠実に行動できる者
 - ・ 技術開発業務等におけるソリューション事業やエンジニアなどの職業人生をサポートする事業などを成長に導く職務の他、管理統括の全体最適を図る職務などにおいて、豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する者
 - (2)〈独立〉社外取締役
 - ・ さまざまな事業や職務などへの理解力を有する者
 - ・ 精神的独立性を有する者で、忌憚のない質問をし、又は意見を述べ、適切な議決権行使 が期待できる者
- 4. 監査等委員である取締役
 - ① 独立の立場の保持に努めながら、常に公正不偏の態度を保持し、自らの信念に基づく 行動が期待できる者
 - ② 適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者で、原則として1名以上は財務・会計に関する十分な知見を有する者
 - (1) 監査等委員会の委員長
 - ・ 経営管理及び事業運営に関して適切な経験・能力及び必要な知識を有し、専任として、 実効性ある監査体制の整備に努めるなど積極的な職務が期待できる者
 - (2) 常勤の監査等委員である取締役
 - ・ 知識や経験を活かして、監査に必要な情報を収集できる者

〈ご参考4〉

メイテックグループホールディングス:社外取締役を選任するための独立性に関する基準

株式会社メイテックグループホールディングス(以下、当社)では、社外取締役を選任する際、次に定める基準すべてを満たす者について、当社からの独立性を有しているものと判断します。

1. 現在及び過去10年間において、当社又はグループ傘下子会社等(以下、当社グループ)の業務執行者(注1)でないこと(なお、監査等委員である社外取締役にあっては、過去10年間、当社又は子会社の非業務執行取締役でないことも含む。)

注1:「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役員又は使用人をいう

2. 現在、当社グループの重要な業務執行者(注2)の近親者(注3)でないこと

注2:「重要な業務執行者」とは、取締役(社外取締役を除く。)又は執行役員をいう

注3: 「近親者」とは、配偶者又は二親等内の親族をいう

- 3. 以下のいずれにも該当していないこと
 - (1) 当社グループを主要な取引先とする者(注4)の業務執行者

注4: 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、直近事業年度において、当該取引 先の年間連結売上高の1%以上の支払いを当社グループから受けた者をいう

(2) 当社グループの主要な取引先(注5)の業務執行者

注5: 「当社グループの主要な取引先」とは、直近事業年度において、当社グループの年間連結売上高の1%以上の支払いを当社に行った者をいう

(3) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(注6)を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人・組合等の団体である場合は当該団体に所属する者。)

注6: 「多額の金銭その他の財産」とは、直近事業年度において、役員報酬以外に1,000 万円以上の支払いを当社グループから得ている場合をいう

(4) 当社の主要株主(注7) (当該主要株主が法人である場合は、その業務執行者。)

注7:「主要株主」とは、直近の当社株主名簿において、総議決権の10%以上の株式を保有する者をいう

- (5) 上記(1)から(4)について、過去5年間において該当する者
- (6) 次の①又は②に掲げる者(重要でない者を除く。)の近親者
- ① 上記(1)から(5)までに掲げる者
- ② 過去5年間において、当社グループの業務執行者であった者(なお、監査等委員である社外取締役にあっては、非業務執行取締役であった者を含む。)

以上

事 業 報 告

(2024年4月1日から) 2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(2024年4月1日~2025年3月31日)においては、緩やかな景気回復が続く一方で、不安定な海外情勢、資源価格等の上昇なども続いており、景気の先行きは不透明な状況で推移しました。

当社グループの連結売上高の9割超を占めるエンジニアリングソリューション事業を担うメイテック (MT)、メイテックフィルダーズ (MF)では、主要顧客である大手製造業各社が、次代を見据えた技術開発投資を進められたことから、受注は堅調に推移しました。中長期の成長を見据え、厳しい採用環境の中、品質を堅持した積極採用を継続した結果、2025年3月末のエンジニア社員数 (MT・MFの合計)は、12,147名(前年3月末比▲106名、▲0.9%)となりました。このような状況下、受注に応え、新入社員および既存社員の配属を促進した結果、稼働人員数の増加と稼働率の向上を両立しました。また、時間外労働の増加等により、稼働時間は前年同期比で若干増加しました。

その結果、売上、利益共に過去最高を更新しました。

連結売上高は、前年同期比60億92百万円(4.8%)増収の1,330億68百万円となりました。連結売上原価は、労務費増加等により、前年同期比43億94百万円(4.7%)増加の971億35百万円、連結販売費及び一般管理費は、前年同期比5億28百万円(3.2%)増加の171億2百万円となり、その結果、連結営業利益は、前年同期比11億69百万円(6.6%)増益の188億30百万円、連結経常利益は、前年同期比12億44百万円(7.0%)増益の189億11百万円となりました。

なお、2025年3月期中間期に当社所有の大型研修施設の利用停止を決定し、6億20百万円の減損損失を計上しましたが、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年同期比3億96百万円(3.2%)増益の127億40百万円となりました。

事業の種類別セグメントの状況は次の通りであります。

①エンジニアリングソリューション事業

エンジニアリングソリューション事業、特に中核事業のエンジニア派遣事業においては、稼働人員数の増加と稼働率の向上を背景に、売上高は、前年同期比60億1百万円(4.8%)増収の1,316億12百万円となりました。営業利益は、前年同期比11億77百万円(6.9%)増益の183億16百万円となりました。

稼働率(全体)については、MTは98.3%(前年同期97.7%)、MFは97.1%(前年同期95.5%)と前年同期比で増加しました。稼働時間については、MTは8.38h/day(前年同期8.33h/day)、MFは8.24h/day(前年同期8.21h/day)と前年同期比で増加しました。

②エンジニア紹介事業

エンジニアに特化した職業紹介事業を行っているメイテックネクストにおいては、紹介決定数と決定単価の増加などにより、売上高は、前年同期比67百万円(4.8%)増収の14億65百万円、営業利益は前年同期比1億9百万円(23.8%)増益の5億68百万円となりました。

③その他

当社メイテックグループホールディングスのグループ運営に関する事業においては、売上高は76億79百万円、営業利益は69億76百万円となりました。

(注) セグメントの売上高の金額には、セグメント間の内部売上高または振替高を含んでおります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、主として、事業支援システム及び事業所の移転等に対する設備 投資を行い、その総額は1億60百万円でありました。

また、セグメントごとの設備投資については、エンジニアリングソリューション事業 1 億52百万円、エンジニア紹介事業 2 百万円、その他事業 5 百万円でありました。

上記の設備投資の金額には、ソフトウェア、その他(ソフトウェア仮勘定)も含めております。

(3) 資金調達の状況

所要資金は自己資金によって賄っております。また、当連結会計年度は、新株式・社債発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

1)経営幹部の後継者育成

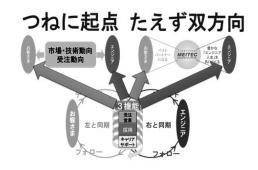
メイテックグループは「共生と繁栄」の経営理念に立脚し、5つの価値(エンジニア価値、社員価値、顧客価値、株主価値、社会価値)の持続的向上を図り、50年を超えて業容と規模の両面を拡大してきました。

外面的に、付加価値を提供する仕組みが同一の事業における規模の拡大と見られます。しかし、実際には、各傘下事業会社には固有のリスクプロファイルがあり、さまざまな利害関係が複雑に絡み合い、さらに難しくなっています。今後も、持続的に成長するためには、バリューチェーンの連携とリスクマネジメントを統合的・戦略的・機敏に実行する必要があります。

したがって、経営幹部は、執行する業務のリスクやコスト、収益の源泉となる業務の核心、などについて、正しい理解と広く深い洞察力を持つことが必要不可欠です。しかし、規模拡大の過程で、業務を分割して分担する業務量の修正を進めたことで、経営幹部の中には、狭い範囲の知見に止まり、連携や統合の視点が乏しい場面を認知しています。そのため、強い危機感を持つとともに、経営幹部の後継者確保と候補者の育成が最も重要な課題と認識しています。

2) 中核事業の業務変革

中核事業における将来の業績は、技術力の高いエンジニア社員数とその稼働率の多寡に懸かっています。そのため、受注営業、採用・増員、キャリアサポートの業務を統合的に管理して、環境変化に適応した変革を繰り返し、持続的成長を実現することが重要な課題です。



①受注営業

受注量の確保は、稼働人員数の増加や稼働率の維持・向上だけでなく、業務領域の拡大や継続的な機会と場の提供など、エンジニア社員のキャリアアップの選択肢を拡げるためにも極めて重要です。したがって、安定的に十分な受注を確保するために、また、環境が激変した際に真の営業力を発揮するためにも、営業システムの変革を継続することが重要な課題です。

②採用・増員

多くの優秀なエンジニア社員を確保することが成長力の源泉となります。そのため、業界のリーディングカンパニーとしての信頼性・安心感に基づく労働市場におけるブランドを確立することは、採用力を継続的に高めていく上で極めて重要です。すでに採用市場は大きく変化しており、採用活動の迅速な修正が不可欠ですが、この修正に遅れて採用数の低迷を招いた、と認知しています。そのため、早く挽回し、統合管理を推し進めて自律的な変革軌道に早く乗せることが最重要課題です。

③キャリアサポート

「プロのエンジニア集団」として品質の維持・向上を図り、エンジニア社員のキャリアと市場価値を高めるために、エンジニア社員の自主的なキャリアアップ活動への支援拡充と、会社主導のキャリアアップ支援の強化、の両立が重要な課題です。技術進化は劇的に速まり、技術力向上の重要度はさらに高まっていますが、拡充策や強化策が遅延していることを認知しています。そのため、統合管理を強めて効率改善と質量拡充の両立を推進することが最重要課題です。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	2022年3月期 [2021年4月1日から] 2022年3月31日まで]	2023年3月期 [2022年4月1日から] 2023年3月31日まで]	2024年3月期 [2023年4月1日から] [2024年3月31日まで]	2025年3月期 [2024年4月1日から] [2025年3月31日まで] (当連結会計年度)
売 上 高(百万円)	107,140	119,069	126,976	133,068
営業利益(百万円)	12,817	16,462	17,660	18,830
経常利益(百万円)	12,948	16,540	17,667	18,911
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	9,240	12,252	12,343	12,740
1株当たり当期純利益(円)	113.85	153.87	158.01	165.01
総 資 産 (百万円)	81,590	84,576	90,761	93,605
純 資 産(百万円)	45,287	46,719	47,696	48,776
1株当たり純資産(円)	565.21	595.74	617.78	631.76

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分	第49期 (2022年3月期) [2021年4月1日から] 2022年3月31日まで]	第50期 (2023年3月期) [2022年4月1日から] 2023年3月31日まで]	第51期 (2024年3月期) [2023年4月1日から] 2024年3月31日まで]	第52期 (2025年3月期) [2024年4月1日か6] 2025年3月31日まで] (当事業年度)
売上高及び営業収益 (百万円)	77,010	83,765	46,267	7,679
営業利益(百万円)	10,546	13,212	9,064	6,976
経常利益(百万円)	11,125	14,113	10,647	7,646
当期純利益(百万円)	8,051	10,719	8,415	7,010
1株当たり当期純利益(円)	99.20	134.61	107.74	90.80
総 資 産 (百万円)	67,222	68,219	23,625	18,933
純 資 産(百万円)	37,376	37,056	23,399	18,210
1株当たり純資産(円)	466.47	472.54	303.08	235.86

- (注) 1.当社は、2022年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。2022年3 月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」「1株当たり純資産」を 算定しております。
 - 2.当社は、2023年10月1日付で吸収分割により純粋持株会社に移行しました。これに伴い、第51期以降の当社の財産及び損益の状況は、第50期以前と比較して大きく変動しております。また、従来「売上高」としておりました表記を「売上高及び営業収益」に変更しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2025年3月31日現在)

① 親会社の状況 該当事項はありません。

② 子会社の状況

名	称	所在地	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社メイ	<i>イ</i> テック	神奈川県厚木市	百万円	%	ハイエンドのエンジニア派遣事業
が以去社グー		神赤川朱字小川	800	100.0	ハーエントツエンノー)派塩事未
株式会社メイ		 東京都台東区	百万円	%	 ミドルレンジのエンジニア派遣事業
フィルダース	,n	宋尔郎口宋区 	120	100.0	ミトルレングのエンシーア
株式会社		東京都千代田区	百万円	%	製造業を主要顧客とした登録型人材
メイテックキ	- ヤスト		100	100.0	派遣事業
株式会社		愛知県	百万円	%	シニアエンジニア派遣事業
メイテックE	Χ	名古屋市中区	50	100.0	ノーアエノノーア派追事業
株式会社		 東京都台東区	百万円	%	 エンジニア特化型の職業紹介事業
メイテックネ	ベクスト		30	100.0	エンノニア付旧空の戦業和川事業
株式会社メイ	´テック	 千葉県柏市	百万円	%	
ビジネスサー		丁未宗忙 	10	100.0	一似争伤处垤未伤V/文试

③ 特定完全子会社の状況 該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

エンジニアリングソリューション事業

エンジニア紹介事業

その他

(注) 当社が営む当社が株式を保有する会社の事業活動に対する支配又は管理及びグループ運営に関する事業の区分は 「その他」に分類されます。

(8) 主要な拠点等(2025年3月31日現在)

① 当社

本店	神奈川県厚木市森の里青山15番1号
東京本社	東京都台東区上野一丁目1番10号
テクノセンター	厚木テクノセンター(神奈川県)

- (注) 2025年2月28日付で、名古屋テクノセンター(愛知県)を利用停止いたしました。
- ② 子会社等

子会社等の主要な拠点等につきましては、「(6)重要な親会社及び子会社の状況 ②子会社の状況 に記載の通りであります。

(9) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

企業集団の従業員数

区 分	従業員数	前期末比
エンジニアリングソリューション事業	13,262名	166名減
エンジニア紹介事業	57名	4名減

- (注) 事業区分は「エンジニアリングソリューション事業」、「エンジニア紹介事業」及び「その他」の3区分ございますが、「その他」の区分に該当する事業に従事する従業員はおりません。
- (10) **主要な借入先及び借入額(2025年3月31日現在)** 該当事項はありません。
- (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

① 発行可能株式総数 200,000,000株

② 発行済株式の総数

78,000,000株 (自己株式792,998株を含む)

③ 株主数

23,727名 (前期末比 16,398名増)

④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信 託 口)	13,190	17.08
株式会社日本カストディ銀行(信 託 口)	5,879	7.61
明治安田生命保険相互会社	4,696	6.08
STATE STREET BANK AND TRUST C O M P A N Y 5 0 5 0 0 1	3,900	5.05
日本生命保険相互会社	3,341	4.32
THE BANK OF NEW YORK MELLON 1 4 0 0 4 4	2,336	3.02
メイテックグループホールディングス 社 員 持 株 会	2,286	2.96
STATE STREET BANK AND TRUST C O M P A N Y 5 0 5 1 0 3	1,414	1.83
CEP LUX-ORBIS SICAV	1,333	1.72
NORTHERN TRUST CO. (A V F C) R E F I D E L I T Y F U N D S	1,324	1.71

⁽注) 1. 当社は、自己株式792,998株を保有しておりますが、当該株式には議決権がないため上記持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

新株予約権等については発行しておりません。

^{2.} 持株数及び持株比率については、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2025年3月31日現在)

地	位	氏	名	担当及び重要な兼職の状況
代表取	締 役 社 長	上村工	ė Ł	グループCEO IR・グループ内部監査・CSR担当 株式会社メイテック取締役 株式会社メイテックフィルダーズ取締役 株式会社メイテックキャスト取締役 株式会社メイテックネクスト取締役 株式会社メイテックEX取締役 株式会社メイテックビジネスサービス取締役 株式会社メイテックビジネスサービス取締役
取	締 役	やま ぐち 山 🔲	あきら 陽	なし
取	締 役		美	東洋大学国際学部グローバル・イノベーション学科 教授
取締役(監	監査等委員)	しか の て 鹿 野 光	る み 軍 美	(常勤) 監査等委員会委員長 株式会社メイテック監査役 株式会社メイテックフィルダーズ監査役 株式会社メイテックキャスト監査役 株式会社メイテックネクスト監査役 株式会社メイテックEX監査役 株式会社メイテックビジネスサービス監査役
取締役(盟	監査等委員)	^{うえ まつ ま} 植 松 I	e E 年	なし
取締役(盟	監査等委員)	くに べ 國 部	ਣਸ਼ਤ 徹	弁護士 (國部法律事務所)
取締役(盟	監査等委員)		っ のぶ 七 信	公認会計士(山□公認会計士事務所) 平和不動産株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役山口陽および横江公美の2氏、並びに、取締役(監査等委員)植松正年、國部徹および山口光信の3氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の規定する独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 2. 取締役横江公美氏、並びに、取締役(監査等委員)國部徹および山□光信の2氏が兼職している他の 法人等と当社との間には、特別な関係はありません。
 - 3. 取締役(監査等委員)山口光信氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. 当社は、社内情報の収集、監査等の環境の整備と内部統制システムの構築・運用状況を日常的に監視し、監査の実効性を確保するため、取締役(監査等委員)鹿野輝美氏を常勤の監査等委員として選定しております。
 - 5. 当期中の取締役の異動は次の通りであります。
 - ① 地位の変更
 - 2024年4月1日付で上村正人氏は、取締役副社長から代表取締役社長の地位に異動いたしました。

- ② 就任
- 2024年6月20日開催の第51回定時株主総会において鹿野輝美氏は、新たに取締役(監査等委員)に選任され就任いたしました。
- ③ 退任
 - 2024年6月20日開催の第51回定時株主総会終結の時をもって取締役國分秀世氏は、任期満了により退任いたしました。
- 6. 当期中の取締役の重要な兼職の異動は次の通りであります。
 - ①代表取締役社長 上村正人氏は、2024年4月1日付で株式会社メイテックの取締役副社長から取締役に異動いたしました。
 - ②取締役(監査等委員) 鹿野輝美氏は、2024年6月20日付で株式会社メイテック、株式会社メイテックフィルダーズ及び株式会社メイテックネクストの監査役に、2025年1月1日付で株式会社メイテックEX、株式会社メイテックビジネスサービスの監査役に就任いたしました。
 - ③取締役(監査等委員) 植松正年氏は、2024年6月20日付で株式会社メイテック及び株式会社メイテックフィルダーズの監査役を退任いたしました。
- 7. 当社は、執行役員制度を導入しております。なお、2025年4月1日現在の執行役員は5名(関口晃介氏、中村有貴氏、板倉光朋氏、山下徹氏、國澤信之氏)です。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役(業務執行取締役等である者を除く)と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

(3) 補償契約の内容の概要等

当社は、各取締役と会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しておりません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び「1.企業集団の現況に関する事項(6)重要な親会社及び子会社の状況」に記載の当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任 の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補 填するものであり、1年毎に契約更新しております。現時点では、次回も同様の内容で更新する予 定です。

(5) 取締役の報酬等の額

イ. 取締役の報酬額等又はその算定方法に係る決定に関する事項

当社は取締役会において「取締役の報酬額等の算定方法・決定に関する方針」を決議しております。

また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、個別の固定報酬は本方針3(1)より変更ないことを、本方針3(2)業績連動報酬の配分については、その決定プロセスについて、社外取締役を委員長として代表取締役社長と各社外取締役から構成される役員人事諮問委員会にて適正である旨の評価を得ていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

「取締役の報酬額等の算定方法・決定に関する方針」は以下のとおりです。

1. 決定方法

取締役の報酬は、その合計額を2023年6月開催の第50回定時株主総会で可決された報酬総額の範囲とし、取締役会決議で改廃される本方針に従って個別報酬額を決定する。

〈株主総会決議概要:取締役の報酬額〉

	年額で表示	固定報酬	業績連動報酬	報酬総額
取締役る取締	设(監査等委員であ 設を除く)	135百万円以内	当期純利益(※)の 2.5%以内の額、かつ 250百万円以内	385百万円以内
	うち社外取締役分	54百万円以内	(支給対象外)	54百万円以内
監査等委員である取締役		60百万円以内	(支給対象外)	60百万円以内
合計		195百万円以内	250百万円以内	445百万円以内

※ 連結損益計算書の親会社株主に帰属する当期純利益

2. 役員報酬に関する考え

- ・報酬の算定方法や決定プロセスを明確化して開示する姿勢を従前と同様に継続する事により、経営の透明性を高めてコーポレートガバナンスを強化し、さらなる企業価値の向上を図る。
- ・業務執行取締役の役員報酬の業績連動率を高め、株主との中長期的な利害の共有を強化する。
- ・社外取締役および監査等委員である取締役は、独立性を保つため、業績連動報酬の支給対象 外とする。
- ・2002年3月期に廃止した役員退職慰労金制度は採択しない。

3. 具体的な役員報酬額

役員報酬総額=(1) 固定報酬+(2) 業績連動報酬((3) 20%相当額の取り扱い)

(1) 個別の固定報酬

取締	役(臣	监查等委	員である者を除	<)
代表取締役社長 グループCEO		年額	28,800千円	(月額2,400千円)
取締役副社長		年額	24,000千円	(月額2,000千円)
社内業務執行取締役 (社長・副社長を除く)		年額	19,200千円	(月額1,600千円)
社外取締役		年額	10,800千円	(月額 900千円)
監査	等	委 員	である取締	役
常勤の監査等委員会の 委員長		年額	24,000千円	(月額2,000千円)
監査等委員(委員長を 除く)		年額	10,800千円	(月額 900千円)

(2) 業績連動報酬

- ・総額は業績連動報酬を損金経理する前の「親会社株主に帰属する当期純利益」の2.5%以内の額とする。ただし、年額250百万円を上限とする。
- ・支給対象は社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役に限定する。
- ・各取締役の個別配分は役員人事諮問委員会の協議を経て取締役会での決定を原則とするが、「配分方法」のみの決定に止め、「具体的な配分金額」の決定は代表取締役社長・グループCEOへ一任する決定も許容する。
- ・業績連動報酬は、対象となる事業年度が終了した後、3ヶ月以内に支払う。
- (3) 業績連動報酬(税金控除後)の20%相当額の取り扱い
- ・取締役個々における税金控除後の業績連動報酬の20%相当額を、取締役個々の賛同のもと、当社役員持株会へ拠出(同報酬相当額を12分割し、毎年7月からの12カ月間、毎月同額)し、自社株式の取得に充当する。
- ・取得した自社株式は、当社役員持株会規則の他、社内規定に従い、原則、在任期間及び退任後1年を経過するまでは譲渡を禁じる。
- ・なお、当該報酬の支給対象者が退任する場合、当社役員持株会規則に鑑み、本取り扱いの 対象外とする。

(4) 固定報酬と業績連動報酬の割合

・各取締役の業績連動報酬の配分は、前記2.記載の「役員報酬に関する考え」に則し、前記3. (2) の手続きを経てパフォーマンス評価を踏まえて決定されるため、各取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)の役員報酬における固定報酬と業績連動報酬の割合は、当該決定に基づき変動するものとする。

4. 付則

・監査等委員である取締役の報酬は、法の定めに従い監査等委員である取締役の協議による

決定を要する。

- ・子会社役員を兼務する取締役の当該子会社からの報酬は、原則無報酬とする。
- ・諸手当として通勤並びに単身赴任や転勤に関する手当を、出張旅費として日当を別途支給 する。

口. 当事業年度に係る報酬等

区分	員 数	固定報酬	業績連動報酬	合 計
取締役(監査等委員である取締役を除く)	4名	55百万円	70百万円	125百万円
(うち社外取締役)	(2名)	(21百万円)	(一)	(21百万円)
監査等委員である取締役	4名	53百万円		53百万円
(うち社外取締役)	(3名)	(35百万円)		(35百万円)
合 計	8名	109百万円	70百万円	179百万円
(うち社外取締役)	(5名)	(57百万円)	(一)	(57百万円)

- (注) 1. 業績連動報酬にかかる業績指標は親会社株主に帰属する当期純利益であり、その実績は「1.企業集団の現況に関する事項(5)財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりであります。当該指標を選択した理由は取締役の業績向上に対するインセンティブを高めるとともに、株主との中長期的な利害の共有を強化するためであります。当社の業績連動報酬は、基準額に対し2.5%以内の額、かつ250百万円以内の額としております。
 - 2. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬の額は、2023年6月22日開催の第50回定時株主総会において年額385百万円以内(内訳:固定報酬年額「135百万円以内(うち社外取締役分年額54百万円以内)」、業績連動報酬年額「連結損益計算書の親会社株主に帰属する当期純利益の2.5%以内の額、かつ、250百万円以内(社外取締役は支給対象外)」)と決議しております。当該決議の効力が生じる日における取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は4名(うち社外取締役は2名)です。
 - 3. 監査等委員である取締役の報酬の額は、2023年6月22日開催の第50回定時株主総会において年額60百万円以内(内訳:固定報酬年額「60百万円以内」)と決議しております。当該決議の効力が生じる日における監査等委員である取締役の員数は3名(うち社外取締役は3名)です。
 - 4. 上記報酬額は、2024年6月20日開催の第51回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。) 1名分を含んでおります。

(6) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職の状況等につきましては、「4. 会社役員に関する事項(1)取締役の氏名等」に記載の通りであります。

② 当事業年度における主な活動状況

社外取締役

区分	氏	名	出席の回数 (出席率) 取締役会	主な活動状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
	やま <i>ぐ</i> ち 山口	あきら 写	12回中12回 (100%)	東証1部上場企業の代表取締役を務められ、企業経営に関する豊富な経験と見識から、当社の取締役会の機能強化及び経営監視体制に寄与することが期待されていたところ、取締役会等において、必要に応じ適切な助言、提言等の意見表明を行っており、当社の取締役会の機能強化及び経営監視体制等に十分な役割・責務を果たしております。
社外取締役	横江	公美	12回中11回 (92%)	大学教授として国際政治等に関する幅広い見識を有しており、また、大手シンクタンクでの上級研究員としての経験や企業の取締役社長としての豊富な経験と見識から、当社の取締役会の機能強化及び経営監視体制に寄与することが期待されていたところ、取締役会等において、必要に応じ適切な助言、提言等の意見表明を行っており、当社の取締役会の機能強化及び経営監視体制等に十分な役割・責務を果たしております。

区分	氏	名		の回数 席率)	主な活動状況及び	
			取締役会	監査等委員会	期待される役割に関して行った職務の概要	
	^{うえまつ} 植松	まさとし 正年	12回中12回 (100%)	14回中14回 (100%)	大手銀行での経営や内部監査に携わられた幅広い経験と知見を有していること、及び金融機関での監査役としてのご経験等を活かし、監査等委員である社外取締役として当社の経営監視体制の充実に寄与することが期待されてい応じ適力、取締役会では適宜質問し、必要に応じ切な助言、提言等の意見表明を行っており、ま査等委員会においても、適宜必要な意見を必ており、当社の取締役会の機能強化及び経営監視体制等に十分な役割・責務を果たしております。	
社外取締役 (監査等委員)	<に べ 國部	essa 徹	12回中11回 (92%)	14回中13回 (93%)	弁護士の資格を有しており、法律に関する高い 見識をもって、監査等委員である社外取締役と して当社の経営監視体制の充実に寄与していた だくことを期待されていたところ、豊富な経験 と見識から、取締役会では、必要に応じ適切な 助言、提言等の意見表明を行っており、また監 査等委員会においても、適宜必要な意見を述べ ており、当社の取締役会の機能強化及び経営監 視体制等に十分な役割・責務を果たしておりま す。	
	やまぐち	^{みつのぶ} 光信	12回中12回 (100%)	14回中14回 (100%)	公認会計士の資格を有しており、財務及び会計 に関する相当程度の知見をもって、監査等委員 である社外取締役として当社の経営監視体制に 寄与していただくことを期待されていたとこ ろ、特に財務及び会計の視点から、取締役会で は、必要に応じ適切な助言、提言等の意思表明 を行っており、また監査等委員会においても、 適宜必要な意見を述べており、当社の取締役会 の機能強化及び経営監視体制等に十分な役割・ 責務を果たしております。	

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	項目	支払額
1	当社が支払うべき報酬等の額	33百万円
2	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の 利益の合計額	60百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等の額について監査等委員会が同意をした理由

監査等委員会は、会計監査人の過年度監査実績、当該事業年度の監査計画の内容及び報酬見積りの算出根拠等について確認し、適切と判断したことから、会計監査人の報酬等の額に同意いたしました。

(4) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)を委託しておりません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められ、速やかに解任する必要があると判断したときは、監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会の定める評価手続及び基準に従い会計監査人の職務遂行状況を総合的に評価 し、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難であると認められる等の場合には、監査等委員 会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

数多くのエンジニアを無期雇用しているメイテックグループは、中長期的に株主還元の最大化を目指し持続的に成長するために、経済危機の下でも雇用を守り抜くことが不可欠と考え、以下の「利益配分に関する基本方針」を掲げています。

【利益配分に関する基本方針】

- ■利益配分を行う条件
 - 1. 自己資本の"質と量"が充実していること
 - 2. 資金残高が連結売上高予想の月商3ヶ月分を上回っていること

■方針

- 1. 総配分性向は100%以内を原則
- 2. 配当性向の下限値は連結株主資本配当率5%
- 3. 配分方法は配当を基本
- 4. PBR が3倍を下回るときに自己株式の取得を検討
- 5. 自己株式の保有上限は発行済総数の5%

(自己株式保有に関する補足説明)

自己株式は、経営計画の目標達成等に向けて、今後の成長戦略の実行と成長に伴うリスクに 対処していく機動的な財務政策を可能とするために保有

当事業年度における期末配当金は、方針に基づき、1株当たり110円(普通配当95円、記念配当15円)、中間配当金1株当たり88円(普通配当73円、記念配当15円)と合わせて、年間配当金は1株当たり198円を予定しております。これにより配当性向は120%となります。

特に注記がない限り、本事業報告中に記載の2025年3月期連結会計年度及び第52期事業年度に係る数値については、 次の通り表示しております。

[・]金額については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示。ただし、銭単位の端数については、四捨五入して表示。

[・]比率については、表示桁未満の端数を四捨五入して表示。

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

		科				金	額		7	科		E			金		額
		資	産		の	普	ß			負		債		の		部	
I	流	動	道	Ĩ	産		77,050	I流		重	t)	負		債		2	8,005
	現	金刀	及び	預	金		53,005	未		払	4	費		用			4,344
	受]	取手飛	杉及び	売 掛	金		18,106	未		払	法	人	税	等			4,539
	仕		掛		品		196	未		払	消	費	税	等			6,100
	未	収;	肖費	税	等		3,659	役	ļ	員賞	1 与	; 引	当	金			70
	未	収 還	付 法	人税	等		778	賞		与	弓	\(\frac{1}{2} \)	当	金		1	1,384
	そ		\mathcal{O}		他		1,309	そ			σ)		他			1,566
	貸	倒	引	当	金		△5	Ⅱ固		万	Ē	負		債		1	6,823
П	固	定		-	産		16,554	退	鵈	战 給·	付に	係	る負	債		1	6,823
1	有	形	固定	資	産		4,250	負		債		合		計			4,828
	建	物及	び様	幕 築	物		2,724			純純		 }	産		の	部	.,
	I,	具、器	計具 及	び備	品		152	I株		۳۳ È		 資	12	本			8,508
	土				地		1,373			_				-			
2	無	形	固定	資	産		312	資			本			金			5,000
	ソ	フ	トゥ	エ	ア		186	資		本	乗		余	金			1,259
	そ		\mathcal{O}		他		125	利		益	乗]	余	金		4.	3,942
3	投	資そ	の他	の資	産		11,991	自				株		式		\triangle	1,693
	投	資	有 価	証	券		27	Ⅱそ(の	他の	包括	利益	累言	十額			267
	繰	延和	党 金	資	産		9,686	土	ŧ	也 再	評	価 差	き 額	金		4	△508
	そ		\mathcal{O}		他		2,294	退	職	給付	に係	る調素	整累書	十額			776
	貸	倒	引	当	金		△16	純	ì	資	産	2	Ì	計		4	8,776
貣	Į	産	合		計		93,605	負(責	純	資	産	合	計		9:	3,605

連結損益計算書

(2024年4月1日から) (2025年3月31日まで)

			(丰盛・口/기 1/
科		金	額
Ⅰ 売 上	上言		133,068
│ 耳売 上	原	i	97,135
売 上	総 利		35,933
│ Ⅲ 販 売 費 及 び │ 営 業	一般管理費 利		17,102 18,830
営 業	利。		18,830
Ⅳ 営業	原 価 総 利 益 一 般 管 理 費 外 利 収 益 別 収		
受取	利息	29	
助成	金 収 み加 算 金	47	
助 成 還 付 そ	加算金	7	0.4
77 22 44		9	94
V 営 業 貸 倒 引 当	外費用金繰入額	3	
貸倒引当コミットメ		1	
貸 倒 引 当 コミット 貸 倒 そ 経 常	メーン・トーフ・イー ー 損 失		
貝 関	の 他	2	12
経常	利 盆	<u>Z</u>	18,911
│ VI 特 別	指 块	<u>.</u>	10,511
VI 特 別 減 損	損 失 損 失	620	
	利	0	621
税金等調整	前当期純利益		18,290
│ 法人税、住員	民税及び事業税	6,120	
│ 法人税	等 調 整 額	△570	5,550
当 期	純 利 益	i l	12,740
親会社株主に帰	属する当期純利益		12,740

貸 借 対 照 表 (2025年3月31日現在)

	科			金	額		科				金	<u>ェ・ロノバーが</u> 額
	資	産	の	部			負		債	の		部
I流	動	資	産	1	2,909	I流	重	_b	負	債		723
現	金及	び預	金		8,403	未		払		金		65
前	払	費	用		8	未	払	4	費	用		233
						未	払	消	費税	等		335
未	収 消	費	等		3,659	未	払	法	人 税	等		0
未	収 還 付	法 人	税等		778	役	員賞	単 与	引当	金		70
そ	(カ	他		59	そ		の		他		17
						負	債		合	計		723
11 固	定	資	産		6,024	純		資	産		の	部
1有	形固	定貨	産		3,904	I株	É	È	資	本		18,719
建			物		2,467	1資		本		金		5,000
 構	<u>\$</u>	築	物		3	2資	本	剰	余	金		1,250
						資	本	準	備	金		1,250
エリ	具、	具及び	備品		60	3利	益	剰	余	金		14,162
土			地		1,373	そ	の他	利主	益 剰 纺	金角		14,162
2無	形固	定資	産		1	繰	越禾	当 益	剰 余	金		14,162
そ		カ	他		1	4自	_	3	株	式		△1,693
						Ⅱ評	価・	換算	美 慈	頁 等		△508
3投	資その	他の	資 産		2,118	土	地 再	評(西 差 8	頁 金		△508
関	係 会	社 构	未 式		2,118	純	資	産	合	計		18,210
資	産	合	計	1	8,933	負債	純	資	産 合	計		18,933

損益計算書

(2024年 4 月 1 日から) 2025年 3 月31日まで)

7	———— 科		E		金	額
I営		 業	収	益		7,679
Ⅱ販	売 費	及び一	般 管	理費		702
営		業	利	益		6,976
Ⅲ営	業	外	収	益		
受		取	利	息	10	
受		取	家	賃	648	
そ		\mathcal{O}		他	12	670
Ⅳ営	業	外	費	用		
そ		\mathcal{O}		他	0	0
経		常	利	益		7,646
V特		別	損	失		
減		損	損	失	619	619
税	引 前	当 期	純	利 益		7,026
法	人 税 、	住 民 税	及び事	事 業 税	3	
法	人	税 等	調	整額	12	16
当	期	純	利	益		7,010

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月7日

株式会社メイテックグループホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ東 京事務所

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 植 木 拓 磨

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 辻 伸 介

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社メイテックグループホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して、株式会社メイテックグループホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算 書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法 人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内 部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確 実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、 監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結 計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求め られている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や 状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並び に連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月7日

株式会社メイテックグループホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ東 京事務所

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 植 木 拓 磨

指定有限責任社員 業務執行計員

公認会計士 辻 伸 介

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社メイテックグループホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成 し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部 統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第52期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、グループ内部監査担当部署等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月8日

株式会社メイテックグループホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員 鹿 野 輝 美 印

監査等委員 植 松 正 年 印

監査等委員 國 部 徹 印

監査等委員 山 □ 光 信 ⑩

(注) 監査等委員 植松正年、國部徹及び山口光信は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主メモ

事	業	年		度	4月1日~翌年3月31日
期	末配当金	受 領 株	主確定	E 8	3月31日
中	間配当金	受 領 株	主確定	3 8	9月30日
定	時 株	主	総	会	毎年6月
株	主 名	簿 管	理	人	三菱UFJ信託銀行株式会社
特	別口座の	□座	管 理 機	関	二多UFJIET或们体认云位
同	連	給	i	先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 電話 0120-232-711(通話料無料)
上	場証	券 取	. 引	所	東京証券取引所
公	告	Ø	方	法	電子公告により行います。 公告掲載URL https://www.meitecgroup- holdings.com/ja/ir/announce.html (ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得な い事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。)

(ご注意)

- 1. 株主様の住所変更、単元未満株式の買取請求、配当金の振込指定、その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関(証券会社等)で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人(三菱UFJ信託銀行)ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
- 2. 特別□座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が□座管理機関となっておりますので、上記特別□座の□座管理機関(三菱UFJ信託銀行)にお問合せください。なお、三菱UFJ信託銀行本支店にてもお取次ぎいたします。
- 3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

【株式に関するお手続きについて】

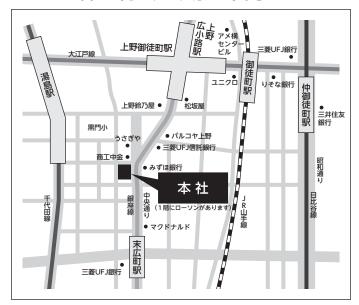
○特別□座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容		お問合せ先
○特別□座から一般□座への振替請求○単元未満株式の買取(買増)請求○住所・氏名等のご変更○特別□座の残高照会○配当金の受領方法の指定(*)	特別□座の □座管理 機関	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 電話 0120-232-711 (通話料無料) [手続き書類のご請求方法]
○郵送物等の発送と返戻に関するご照会 ○支払期間経過後の配当金に関するご照会 ○株式事務に関する一般的なお問合せ	株主名簿 管理人	○インターネットによるダウンロード http://www.tr.mufg.jp/daikou/

- (*) 特別口座に記録された株式をご所有の株主様は、配当金の受領方法として株式数比例配分方式はお選びいただけません。
- ○証券会社等の□座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	お問合せ先				
○郵送物等の発送と返戻に関するご照会 ○支払期間経過後の配当金に関するご照会 ○株式事務に関する一般的なお問合せ	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部				
○上記以外のお手続き、ご照会等	口座を開設されている証券会社等にお問合せください。				

株主総会 会場ご案内図



東京都台東区上野一丁目1-10 オリックス上野1丁目ビル7階 株式会社メイテックグループホールディングス 東京本社 050-3000-5820 (代表)

<交通のご案内>

JR山手線・京浜東北線「御徒町」駅 南口出口より徒歩4分東京メトロ 銀座線「上野広小路」駅 A1出口より徒歩3分東京メトロ 銀座線「末広町」駅 4番出口より徒歩3分東京メトロ 千代田線「湯島」駅 6番出口より徒歩3分東京メトロ 日比谷線「仲御徒町」駅 2番出口より徒歩6分都営地下鉄 大江戸線「上野御徒町」駅 A1出口より徒歩3分

- お土産及び駐車場の用意はございません。
- 会場内には、待機場所及び喫煙所を設けておりません。

